住宅リフォーム瑕疵担保責任保険

まもりすまいリフォーム保険 保険申込の手引き

平成28年8月 住宅保証機構株式会社

まもりすまいリフォーム保険申込の手引き - 目 次 -

| Ι | 事業者登録の手続きについて | 2 |
|---|---------------|---|
| Ι | 保険契約申込手続きについて | 7 |

この度は、まもりすまいリフォーム保険のご利用をご検討いただき、誠にありがとう ございます。

事業者登録や保険契約申込につきましては、本手引きをご覧いただき、お手続きいただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点は住宅保証機構または保険申込窓口(住宅保証機構ホームページ http://www.mamoris.jp/apply/reform/)にお問合せください。

※ 事業者登録申請書、保険契約申込書等は、住宅保証機構ホームページ (http://www.mamoris.jp/) からダウンロードできます。

I 事業者登録の手続きについて

1 事業者登録の概要

まもりすまいリフォーム保険を利用するためには、保険契約者(保険申込者)となる事業者様が、当社へ登録いただくことが必要です。

事業者登録の申請は、以下の手順に従ってください。

(1) 申込者

まもりすまいリフォーム保険を利用いただく事業者様が対象です。

(2) 登録有効期間と事業者登録料

①登録有効期間

リフォーム事業者登録日から1年が登録有効期間です。

継続して当保険を利用される場合には、1年ごとに事業者登録更新の手続きが必要です。 有効期限の3カ月前に、当社から事業者登録更新のご案内をお送りします

②事業者登録料

事業者登録料は、まもりすまい保険(新築住宅の住宅瑕疵担保責任保険)に係る事業者届出 等の有無により、下記のとおりです。

なお、受領した事業者登録料は返金できませんのでご了承ください。

| | | 事業者登録料(消費税込み) |
|------|-------------------------|---------------|
| 新規登録 | まもりすまいリフォーム保険のみご利用になる場合 | 16, 200 円 |
| | まもりすまい保険 届出事業者様等の場合** | 10,800円 |
| 更新登録 | | 10,800円 |

※ 「まもりすまい保険(新築)」の届出事業者様、「まもりすまい既存住宅保険」又は「まもりすまい大規模修繕かし保険」の登録事業者様、当社が認定したリフォーム団体の会員 事業者様等の皆様が対象です。

また、「まもりすまいリフォーム保険」の事業者登録申請と同時に「まもりすまい保険 (新築)」等の事業者届出申請を行う場合も対象となります。

(3) 事業者登録の単位

事業者登録は法人ごと、また、個人事業主の場合は事業者ごとです。

(4) 登録要件および欠格事由

1)登録要件

事業者登録には、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- イ. 建設業法による建設業許可を受けている事業者
- ロ. 次の条件をともに満たしている事業者

- ・3年以上リフォーム工事業を営んでいること
- ・リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること
- ハ. 次に掲げるいずれかの資格を有する者であって、上記口の条件を満たす事業者において3 年以上リフォーム工事に従事した経験を持つ者が、代表者または主として工事に従事する 事業者
 - 一級建築士、二級建築士、木造建築士
 - 一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
 - 一級建築大工技能士、二級建築大工技能士

2) 欠格事由

次のいずれかの事由に該当する場合には事業者登録を行うことはできません。また、すでに登録されている事業者様については、次のいずれかの事由が生じた場合には登録を抹消します。

- イ. 当該事業者を保険契約者および被保険者とする当社との間の保険契約(まもりすまいリフォーム保険に係るものに限らない。)において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
- ロ. 異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど、技術力が著しく 低く保険の引受けに係る危険が特に大きいと当社が判断する場合
- ハ. 重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により事業者登録を行った事業者
- 二. 過去に上記イからハまでの規定により登録を抹消されてから3年を経過しない場合
- ホ. 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条の規定により許可を抹消されてから 5 年を経 過しない場合
- へ. 公的機関等により悪質事業者として公表されてから5年を経過していない場合
- ト. 暴力団員その他の反社会的勢力の関係者である場合

2 事業者登録 申請の手続き

(1) 事業者登録の窓口

事業者登録を行う事業者様は、主たる事業所(本社、本店等)の所在地にある統括事務機関^{注1)}に、 リフォーム事業者登録申請書および提出書類を提出してください。

注1) 統括事務機関とは、事業者登録申請、保険契約申込を受付している保険申込窓口です。連絡 先については、ホームページの窓口検索 (http://www.mamoris.jp/apply/reform/) をご確認ください。

(2) 保険契約の重要事項説明

保険契約の内容等を十分にご理解いただくため、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。 保険契約内容等についてご不明な点は、当社または統括事務機関にお尋ねください。

(3) 事業者登録申請に必要な書類

事業者登録に必要な提出書類は、次のとおりです。

| 提出書類 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1)リフォーム事業者登録申請書 注2) | |
| 2)預金口座振替依頼書 ^{注2)} | まもりすまい保険(新築)等で提出済みの場合不要です。 |
| 3)建設業許可証(写) | 「まもりすまい保険(新築)」の届出事業者様又は「大規 |
| | 模修繕かし保険」の登録事業者様は提出不要です。 |
| 建設業の許可がない場合 | |
| 4)事業概要申告書(新規用) ^{注2)} | |
| 支店等届出を希望する場合 | |
| 5) 支店等届出申請書 ^{注2)} | 支店等ごとに保険契約申込などのサービスを希望する場 |
| | 合のみ、ご提出ください。 |
| 団体割引を希望する場合 | |
| 6) 団体会員であることを証する書面(写) | ・当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録してい |
| | る事業者様は、団体本部が発行する団体会員であることを |
| | 証する書面をご提出ください。 |

注2) ホームページからダウンロードいただくか (http://www.mamoris.jp/refo/)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。

3 事業者登録

(1)登録審査結果の通知

登録審査を完了後、事業者様に次の書類を送付いたします。

送付書類

- ・リフォーム事業者登録要件適合通知書 兼リフォーム事業者登録料請求書
- 振込用紙

(2) 事業者登録料の振込み

リフォーム事業者登録要件適合通知書が届いてから2週間以内に請求書の記載金額を振り込んでください。

(3) 事業者登録証の発行

(2) の事業者登録料の入金を確認した後、統括事務機関より、「事業者登録証」が発行され、事業者登録手続きは完了します。

4 リフォーム登録事業者名簿のホームページへの掲載

事業者登録を行ったリフォーム登録事業者様について、商号、住所等の基本情報および保険加入実績を当社ホームページにて公開いたします。消費者のみなさまがリフォーム事業者様を選定する際の情報として活用していただくことを目的として行うものです。事業者登録にあたって情報公開について同意していただいた上で行います。

また、当社ホームページへの名簿の掲載に同意していただいた項目について、まもりすまいリフォーム保険のさらなる普及のため、当社より一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録情報を提供します。協会は必要に応じて当該情報を活用し、公開しますので、ご了承いただきますようお願いします。

提供例)

商号、郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス、建設業許可番号、まもりすまいリフォーム保険契約件数

5 登録内容の変更

事業者登録後、登録内容に変更が生じた場合には、変更の手続きを行ってください。

- (1)変更があった場合、通知いただく事項
 - 商号、代表者名、郵便番号、住所、電話番号
 - ・引き落とし口座に関する事項
 - 建設業法の許可内容

(2)提出書類

主たる事業所(本店等)の所在地のある統括事務機関に提出してください。

(◎:全事業者様 ○:該当する場合)

| _ | | (金・エチ木日本 〇・欧コブも物口/ |
|----|----------------------|--------------------------|
| 変更 | 項目 | 提出書類 |
| 0 | 全ての変更事項 | 「事業者登録申請書」 ^{注)} |
| | (住所、電話番号等) | |
| 0 | 引落口座の変更、口座名義の変更等 | 預金口座振替依頼書 ^{注)} |
| 0 | 建設業許可について変更する場合 | 建設業許可証(写) |
| | ・許可の有・無の変更 | |
| | ・種類の変更 | |
| | (例:知事許可から大臣許可に変更等) | |
| | ・建設業許可日および許可番号の変更・更新 | |
| | になった場合等 | |

注)ホームページからダウンロードいただくか (http://www.mamoris.jp/refo/)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。

6 リフォーム事業者登録の取りやめ等

(1) 事業者登録の取りやめを希望する場合

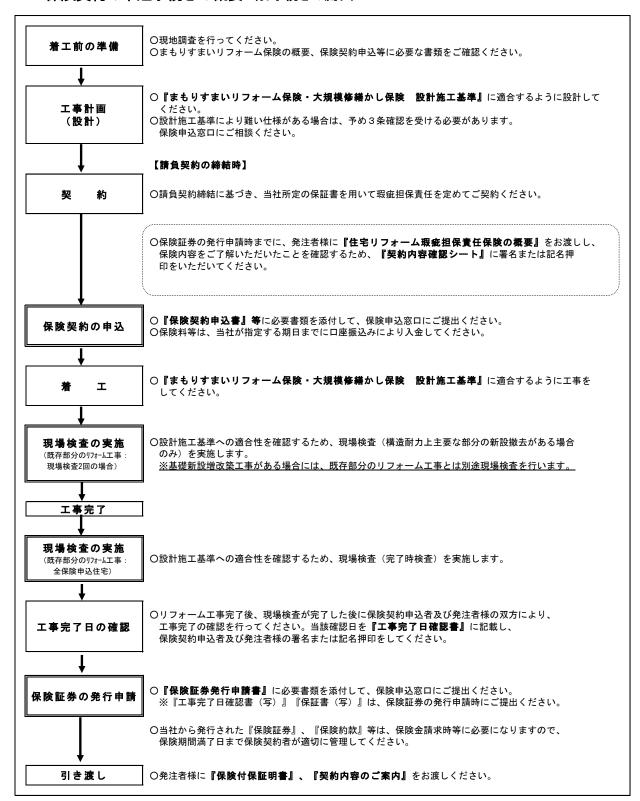
「事業者届出登録取止申請書」を統括事務機関よりお送りしますので、取止理由等を記入の上、主 たる事業所(本店等)の所在地のある統括事務機関に提出してください。

(2) 事業者登録が抹消となる場合

当社が定める欠格事由に該当した場合(1 (4) 2)参照)は、事業者登録が抹消となります。詳細は、重要事項説明書(まもりすまいリフォーム保険・リフォーム登録事業者用)にてご確認ください。

Ⅱ 保険契約申込手続きについて

1 保険契約の申込手続きの概要(お手続きの流れ)



(1) 保険対象となる住宅の要件

①築年数、構造、工法は問いません。

ただし、共同住宅等の場合は以下のとおりです。

- ・3 階建て以下かつ 500m²未満の共同住宅
- ・4 階建て以上または 500m²以上の共同住宅については各住戸内部※のリフォーム工事のみ対象となります。
- ※分譲マンションの場合は専有部分、賃貸マンションの場合は専有部分に相当する部分。
- 併用住宅(店舗付の戸建住宅等)は共同住宅の扱いです。
- ②構造耐力上主要な部分に係る工事を実施する場合は、新耐震基準に適合している住宅であること。 (新耐震基準に適合させる耐震改修工事は保険対象となります。)
- ③リフォーム工事請負契約に基づき、当社所定の保証書において瑕疵担保責任について約定している こと。
- ④当社が定める設計施工事基準に適合しているリフォーム工事であること。
- ⑤基礎を新設して増改築工事を行う場合は、リフォーム保険に「基礎新設増築特約」を付帯して引き 受けます。
 - ※基礎新設増築特約を付帯できるのは、基礎の新設を伴う増築工事部分を居住の用に供する場合。

(2) 保険契約申込の留意事項

1)設計

「まもりすまいリフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準」に適合するように設計して ください。

設計施工基準により難い仕様がある場合、保険契約申込者様は、保険申込前に同基準第3条にも とづき確認(以下「3条確認」といいます。)を受けるか、既に3条確認がされている建材等を用 いることが必要です。ご不明な点がありましたら、保険申込窓口にご相談ください。

②請負契約の締結

保険の対象となるリフォーム工事を請け負う場合には、リフォーム発注者様との間で請負契約書の締結または請負契約書に代わる書面を交わし、契約内容を明示するようにしてください。

③保証書の発行

保険の対象となるリフォーム工事が完了した場合には、当社所定の保証書をリフォーム発注者様に対して発行してください。この保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払い事由となる 瑕疵担保責任を履行したこととなります。なお、本保証書の範囲を超えた内容の保証書を発行して いただくことは差し支えありませんが、保険金支払対象とならないことにご注意ください。

4契約内容確認シート

まもりすまいリフォーム保険の保険証券発行申請までに、リフォーム発注者様に「リフォーム発注者のみなさまへ まもりすまいリフォーム保険の概要」をお渡しいただくとともに、「契約内容確認シート」 により、保険契約内容のうちリフォーム発注者様に特に知っていただきたい事項をご確認いただいてください。

保険内容をご確認いただいた後、「契約内容確認シート」にリフォーム発注者様および保険契約申込者様の署名または記名押印し、保険証券発行申請時までに保険申込窓口に提出してください。

注)「契約内容確認シート」は、リフォーム発注者様が重要事項説明の内容をご確認いただいたことを当社に知らせていただく書類です。

(3) 保険契約申込

①保険契約申込の単位

まもりすまいリフォーム保険契約申込は、リフォーム工事の請負契約ごとに必要です。

②申込プラン

| | 申込プラン | 工事内容 |
|---|-----------|------------------------------|
| | | 構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分につ |
| Α | 基本プラン | いて新設、改修、改変およびそれらを伴う撤去等を含むリフ |
| | | オーム工事 |
| В | 内外装・設備プラン | 住宅本体または住宅本体に接続されている設備・内装等の工 |
| Ь | | 事(防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む) |
| С | 増築のみ | 基礎を新設する増改築工事 |
| | 増築+基本プラン | 基礎を新設する増改築工事、既存住宅部分の構造耐力上主要 |
| D | | な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、 |
| | | 改変およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事 |

③保険契約申込に必要な書類

まもりすまいリフォーム保険は、②の申込プランにより、保険申込の際に提出する書類が異なります。

<提出書類>

D「増築+基本プラン」の場合、AB およびCの書類を提出してください。 ただし、両方に◎印が付いている提出書類については、1部で結構です。

(◎:全事業者様 ○:該当する場合)

| 申: プラ | | | | |
|--------------|-----------|--------------------------------|---|--|
| AB | С | | | |
| 既存部分のリフォーム工事 | 基礎新設増改築工事 | 提出書類 | 備考 | |
| 0 | 0 | 1 保険契約申込書 ^第 | | |
| 0 | | 2 申込プラン・検査回数確認シート ^第 | ・「既存部分のリフォーム工事」を行う場合(AB または D の場合)、ご提出ください。 | |

注)ホームページからダウンロードいただくか(http://www.mamoris.jp/refo/)、保険申込窓口に書類をご請求ください。

| 申 | 込 | | | |
|----|----|--|--|--|
| プラ | ラン | 提出書類 | 備 考 | |
| AB | С | | | |
| 0 | 0 | 3 リフォーム工事に係る工事請負契約書等 (次のいずれか)(写) | | |
| | | イ. 工事請負契約書 ロ. 注文書 (発注書)・請書 ハ. イ、ロ以外のリフォーム工事の「工事 名称」、「発注者・請負人」および「請 負金額」がわかる書面 | | |
| 0 | 0 | 4 契約内容確認シート | | |
| 0 | 0 | 5 リフォーム工事に係る見積書等 (次のいずれか)(写)イ. 見積書ロ. イ以外の工事費用の内訳がわかる書面 | ・各工事の内訳が明示されている一覧表をご提出ください (「一式工事」等の内訳がわかならい見積書は不可)。 ・「既存部分のリフォーム工事」と「基礎新設増改築工事」 を含む場合は、「既存部分のリフォーム工事」に該当する 請負金額がわかるように明示してください。 | |
| 0 | 0 | 6 工程表 | ・現場検査予定日を確認します。工事ごとの実施時期が分か るもの(表)をご提出ください。 | |
| | | 7 設計図書一式 | | |
| 0 | 0 | イ.付近見取図 | ・現場所在地がわかるもの(住宅地図等のコピー可)をご提 出ください。 | |
| | 0 | 口. 配置図 | ・「基礎新設増改築工事」の場合、増築工事部分を明記した ものをご提出ください。 | |
| 0 | 0 | ハ. 平面図 (またはこれに代わる図面等※1) | ・リフォーム工事部位・範囲を明記したもの(部屋名や床・壁・天井などを明記)をご提出ください。 ※1 既存部分のリフォーム工事の場合、販売用のチラシの図面等(間取りがわかるもの)に代えることができます。 | |
| 0 | 0 | ニ. 立面図 (またはこれに代わる図面等※2) | ・リフォーム工事部位・範囲を明記したものをご提出ください。 | |
| | | | ※2 既存部分のリフォーム工事、基礎新設増改築工事(2 階建以下の木造住宅の場合)の場合、屋根の形状および 開口部の位置等がわかれば広告用のチラシの図面等に 代えることができます。図示することが困難な部位に関しては併せて写真をご提出ください。 | |

| 申込 | | | | |
|----|----|--|---|--|
| プラ | ラン | 提出書類 | 備 考 | |
| AB | С | | | |
| 0 | | ホ. リフォーム工事詳細がわかる書面 (工事内容に応じて必要な書類を提出) | ・平面図、断面図、見積書等の記載内容により、保険対象と なるリフォーム工事の設計施工基準への適合が確認できる | |
| | | | 場合は、提出を省略できます。 | |
| | | ・見積書内訳書(写) | VO /07/41414 4 7 11) | |
| | | ・仕様書(写)※3 | ※3 保険対象となるリフォーム工事の設計施工基準への適 | |
| | | 上記に準ずる書面 | 合を確認するため、必要に応じて、断面詳細図、メーカ 一仕様書、材料のパンフレット等をご提出ください。 | |
| | 0 | へ. 基礎の状況に関する次のいずれかの資 料 | ・ 木造住宅の「基礎新設増改築工事」 の場合、ご提出ください。 | |
| | | i)基礎伏図および矩計図(矩計図 | | |
| | | は断面図でも差し支えない。) | | |
| | | ii)基礎の断面・配置・配筋状況が | | |
| | | わかる資料(平面図または立面 | | |
| | | 図等へ記載したものでも差し支 | | |
| | | えない。) | | |
| | 0 | ト. 2階の状況に関する次のいずれかの | ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出くださ | |
| | | 資料 | い(3階建ての場合は3階床伏図も含む。)。 | |
| | | | なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適 | |
| | | i) 2 階床伏図 | 合証明書(主要構造部の認定を受けたものに限る。)」の写 | |
| | | ii) 2階の床の火打ち梁の位置がわ | しを添付する場合は、提出を省略できます。 | |
| | | かる資料(平面図へ記載したも | | |
| | | のでも差し支えない。) | | |
| | 0 | チ. 防水措置の状況に関する次のいずれか | ・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 | |
| | | の資料 | | |
| | | | | |
| | | i)矩計図 | | |
| | | ii)外壁、屋根、バルコニ一の防水 | | |
| | | 措置の状況がわかる資料(平面図 | | |
| | | または立面図等へ記載したもの | | |
| | | でも差し支えない。) | | |
| 0 | 0 | リ. 地盤調査に関する次のいずれかの資料 | | |
| | | | ・「既存部分のリフォーム工事」で、2階を重ねて増築を行う | |
| | | i)地盤調査報告書(考察含む) | 場合や住宅の荷重が著しく重くなるリフォーム工事を行う | |
| | | ii)現地調査チェックシート※4 | 場合 、ご提出ください。 | |
| | | | ※4 2階建以下の戸建木造住宅の場合は、地盤調査報告書 | |
| | | | に代えて現地調査チェックシート(チェックの結果、地 | |
| | | | 盤調査が不要と判断されたもの)に代えることができま | |
| | | | す。 | |

| 申込プラン | | 提出書類 | | 備考 | |
|-------|---|--------|--|---|--|
| AB | С | , APIA | | בי מוע | |
| | 0 | | ヌ.基礎設計のためのチェックシート | ・木 造住宅の「基礎新設増改築工事」 で、地盤補強の要否等の判断根拠(考察)とした場合、ご提出ください。 | |
| | 0 | | ル. 構造図 i)標準仕様書 ii)特記仕様書 iii)標準配筋図 iv)伏図(杭伏図、基礎伏図、各階床 伏図、屋根伏図) v)軸組図 vi)リスト(杭、基礎、基礎梁、柱、 梁、壁、スラブなど) vii)配筋詳細図 | ・木造住宅以外の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適合証明書(主要構造部の認定を受けたものに限る。)」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。 | |
| 0 | 0 | 8 | 確認済証(写)または確認申請書(写) | ・当該リフォーム工事が 建築確認を受けている場合 に提出してください。 | |
| 0 | 0 | 9 | 新耐震基準に適合することを証する書面 (次のいずれか) ・耐震基準適合証明書(写) ・建設住宅性能評価書(既存住宅)(写) ・新耐震基準に適合する改築工事等について、建築確認を受けている場合は、検査済証(写) ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人 日本建築防災協会)における耐震診断結果(一般診断法または精密診断法) ・構造計算書 ・壁量計算書 | ・「構造耐力上主要な部分に係る改修を実施かつ 1981 年(昭和 56年)5月31日以前に建築確認申請を行った住宅」の場合、ご提出ください。 | |
| 0 | 0 | 10 | 設計施工基準 第3条確認書 | ・設計施工基準により難い仕様(不適合な部分)がある場合、 事業者様は、事前に3条確認を行うか、または既に3条確 認がされている建材等を用いることが必要です。保険申込 窓口または建材メーカー等から発行される3条確認書のコ ピーをご提出ください。 | |
| 0 | 0 | 11 | 団体会員であることを証する書面(写) | ・当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、団体本部が発行する団体会員であることを証する書面をご提出ください。・団体Sをご利用の場合の提出書類は、当社にお問合せください。 | |

②申込書類の提出

保険契約申込に必要な書類一式を保険申込窓口へ提出してください。保険申込窓口は、住宅保証機構ホームページ(http://www.mamoris.jp/apply/reform/)をご覧ください。

また、当社の保険を利用するためには、現場検査に合格することが要件です。現場検査に合格されない場合、保険の契約締結ができませんので、あらかじめご了承ください。

③「保険契約申込書受理証」等の送付

保険契約の申込が受理されますと、保険申込窓口から次の書類を送付いたしますので、申込内容をご確認ください。

申込後に内容が変更になった場合は、「保険契約申込事項変更届」に正しい内容を記入し、保険申込窓口へ提出してください。

<送付書類>

| 保険契約申込受理証 注1 |) |
|-------------------------|-------------------|
| 振込用紙 | |
| 保険料等ご請求書 | |
| 保険証券発行申請書 ^{注2} | |
| リフォーム工事完了日確 | 認書 ^{注2)} |

- 注1) 受理証には現場検査予定日を記載しております。保険契約申込書記載の予定日を記載しておりますが、保険料等の入金確認後でなければ、現場検査を行うことはできません。また、工事の進捗により、予定した現場検査日時の変更をご希望される場合には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口に連絡をとり、日程調整を行ってください。
- 注2) 保険証券発行申請時にご提出いただく書類です。

リフォーム工事完了後、現場検査が完了した後に保険契約申込者および発注者の双方により、 工事完了の確認を行い、当該確認日を「工事完了日確認書」に記載し、保険契約申込者およ び発注者の署名または記名押印するよう依頼してください。

4保険料等の振込み

請求書を確認の上、振込用紙が届いてから2週間以内に当社指定の口座までお振込みください。 保険料等の入金がなされないと現場検査の実施、保険証券の発行ができませんので、申し込みから現場検査予定日までの期間が短い場合、すみやかに保険料等の振込み手続きをしてください。

2 現場検査

現場検査とは、保険契約の申込住宅のリフォーム工事の施工中または完了後の状況を、現場検査員が現地で確認するものです。

現場検査時には、申込書に記載された現場検査立会者の立会いをお願いしています。なお、現場検査は、設計施工基準への適合を確認するものであり、建築基準法に定められた中間・完了検査や建築 士法に定められた工事監理とは異なります。

(1) 現場検査の回数と時期

① 既存部分のリフォーム工事

既存部分のリフォーム工事を行う場合は、完了時検査を必ず行います。 構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事を含む場合に限り、施工中検査も実施しますので、 現場検査は合計2回になります。

| 工事内容 | 検査 回数 | 検査時期 | | |
|---------------------|----------|-----------------------|--|--|
| 構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事 | 2回 | 1回目 | 保険対象リフォーム工事の工事中で、当該工事部分に係 る構造躯体が露出している時期(施工中検査) | |
| がある場合 | | 2回目 | 保険対象リフォーム工事完了時(完了時検査) | |
| 上記以外※ | 1回 | 保険対象リフォーム工事完了時(完了時検査) | | |

※構造耐力上主要な部分のリフォーム工事を実施する場合であっても、当該工事が構造耐力上主要な部分の新設・撤去を伴わない場合(例:設備機器設置のために構造躯体を貫通する穴を空け、その補強をした場合 等)は、リフォーム工事完了時の現場検査のみ(1回)となります。

②基礎新設増改築工事

まもりすまい保険(新築)に係る現場検査の回数および時期と同様です。

下記は、木造住宅の3階建て以下の場合を記載しております。4階以上、または木造住宅以外の場合は、お問合せください。

〈木造住宅、3階建て以下の場合〉

| 建物階数(地階を含む) | 現場検査回数 | 検査時期 | | |
|-------------|--------|------|----------------------|--|
| | 20 | 1回目 | 基礎配筋工事完了時 | |
| 3階以下 | | 2回目 | 屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事 | |
| | | | 完了時 | |

(2) 現場検査の日程調整

工事完了予定日(現場検査希望日)が近づいてきたら<u>(概ね7日前まで)現場検査員と連絡を取り</u> 合い、現場検査日時について確認をしてください。

また、工事の進捗状況により、予定した**現場検査日時を変更する場合**には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口に連絡をとり、調整を行ってください。

(3) 現場検査時に必要な書類等

「施工報告書」^{注)}(http://www.mamoris.jp/refo/download/)を準備し、現場検査時(毎回)に現場検査員に対して提示してください。

注)「施工報告書」とは、施工者の工事の自主管理を目的として作成した書式で、工事が進んだ項目 および未施工部分について記入(当該リフォーム工事に関わらない項目は記入不要です。)し、 現場検査の際にご提示いただくものです。現場検査員が目視・計測により直接確認ができない 事項について、施工状況を確認するために使用します。

(4) 現場検査の立会い

現場検査時に施工状況等に関するヒアリングを行いますので、原則として、保険契約申込書に記入された現場検査立会者が立会ってください。

■現場検査協力のお願い■

まもりすまいリフォーム保険の利用に際しては、対象となる住宅に係る現場検査を受けていただくことが必要となります。リフォーム工事発注者様にもあらかじめ現場検査の趣旨等を ご説明いただいた上、ご理解いただくようお願いします。

リフォーム工事発注者様が住宅居住者と異なる場合、登録事業者様は保険申込前にまもりす まいリフォーム保険の主旨を住宅居住者にもご理解いただくようお願いします。

① 現場検査は、リフォーム工事の内容により屋内・屋外について行います。

現場検査の実施にあたっては、現場検査の都合上、周囲の荷物または家具等の移動をお 願いすることがあります。

現場検査員は、責任上原則として自ら家具の移動等をすることができませんのでご協力 をお願いします。

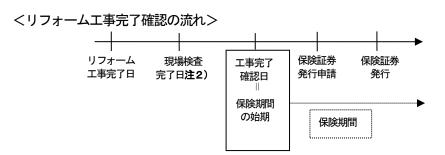
② 現場検査の際、リフォーム工事の内容により、a)電気をつける b)水を流す等により確認を行う場合があります。あらかじめご了承くださいますようお願いします。

(5) リフォーム工事完了の確認

リフォーム工事が完了し、現場検査完了後、保険契約申込者様・発注者様間でリフォーム工事の完 了を確認し「リフォーム工事完了日確認書(当社指定書式)」を作成してください。

工事完了確認日^{注1)}とは、保険契約申込者様・発注者様間でリフォーム工事および現場検査完了後、 工事の完了を確認していただいた日をいいます。

なお、現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正後、現場検査員による確認 を受けるまでは現場検査完了とはなりません。



- 注1) 工事完了確認日は、基本的に現場検査完了日の後となります。
- 注2) 基礎新設増改築工事のみ行う場合は、まもりすまい保険(新築)に係る現場検査の回数 および時期と同様です。

3 保険証券発行

リフォーム工事が完了し、保険契約申込者様・発注者様間で工事の完了を確認しましたら、「保険証券発行申請」を行ってください。「保険証券発行申請」を行わないと保険契約締結が完了しませんので十分にご注意ください。

(1) 保険証券発行申請に必要な書類

(◎:全事業者様 ○:該当する場合)

| | 提出書類 | 備考 |
|---|--------------------|-----------------------------|
| 0 | 1)保険証券発行申請書 | |
| 0 | 2)保険契約申込事項変更届 | 当初の保険契約内容に変更事項がある場合は提出をお願い |
| | | します。 |
| 0 | 3)リフォーム工事完了日確認書(写) | ・当社指定の書面を利用してください。 |
| | | ・リフォーム工事完了日確認書に記載されている「工事完了 |
| | | 確認日」が保険開始日となります。 |
| 0 | 4)保証書(写) | ・当社指定の雛形を利用してください。 |
| | | ・保険対象リフォーム工事に係る請負契約にもとづく瑕疵担 |
| | | 保責任を約定したことを証する書面となります。 |
| 0 | 5)契約内容確認シート | 申込時に提出していない場合 |

(2) 申請書類の提出

保険契約申込受理証に記載の保険申込窓口へ保険証券発行申請をおこなってください。

また、保険証券発行申請後に当社より発行する保険証券は、保険契約締結の証として発行するものです。保険申込内容の変更(保険金額、保険の種類の変更等)が生じた場合は、必ず保険証券発行申請までに保険申込窓口にお申し出ください。

(3)「保険証券」の発行

保険証券の発行により、保険期間が確定し、保険証券が発行されることにより保険契約締結となります。

保険証券発行申請を行うと、当社は「保険証券」、「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款」 および保険契約申込者様がリフォーム発注者様へ発行いただくための「保険付保証明書」と「まもり すまいリフォーム保険 契約内容のご案内(リフォーム発注者様用)」等を発行します。

保険契約申込者様は、リフォーム発注者様への引渡しの際、「保険付保証明書」と「まもりすまい リフォーム保険 契約内容のご案内(リフォーム発注者様用)」をお渡しください。

4 保険契約の取下げ・解約

保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、原則として、保険料および現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。手続きや料金の詳細については、保険申込窓口にお問合せください。

なお、保険契約締結後の変更および解約については、「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款」および「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内」によりご確認ください。

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社 (http://www.mamoris.jp/)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル

電話: 03-6435-8870

[※] 保険申込窓口については住宅保証機構ホームページ(http://www.mamoris.jp/)をご覧ください。